

政令第二百三十六号

自衛隊法施行令の一部を改正する政令

内閣は、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二十三条の規定に基づき、この政令を制定する。
自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。
別表第七目達原駐屯地の項の次に次のように加える。

佐賀駐屯地	佐賀市
-------	-----

附 則

この政令は、令和七年七月九日から施行する。